

# 障害福祉サービス事業所について

※就労に関する事業所を抜粋

福祉的  
就労

名称	サービスの内容	対象者	利用期間	利用料	県内の事業所数と定員合計 (R1.7.1現在)
就労移行支援事業所	障害者総合支援法上のサービス。一般就労に向けた、訓練（実習）・求職支援・職場定着支援（6か月間）等の一貫した支援	一般就労を希望する者で、本サービスの利用により一般就労が見込まれる障がい者（65歳未満）	1年間（1年で更新し原則2年間）	サービス提供に係る費用の1割	県内62か所 642名
就労継続支援（A型）事業所	障害者総合支援法上のサービス。雇用契約を締結した上での就労の機会の提供・生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練	企業等に雇用されることが困難であって、当該サービス提供事業所において雇用契約に基づく就労が可能である者	制限なし	サービス提供に係る費用の1割	県内52か所 875名
就労継続支援（B型）事業所	障害者総合支援法上のサービス。就労の機会の提供・生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練	企業等に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者	制限なし	サービス提供に係る費用の1割	県内132か所 2,585名
生活介護事業所	障害者総合支援法上のサービス。入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言	常時介護を要する者（障害支援区分が区分3以上）	制限なし	サービス提供に係る費用の1割	県内111か所 3,308名
自立訓練（生活訓練）事業所	障害者総合支援法上のサービス。知的障がい者又は精神障がい者に対する、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある場合は3年間）	サービス提供に係る費用の1割	県内17か所 166名
宿泊型自立訓練事業所	障害者総合支援法上のサービス。知的障がい者又は精神障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言	地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な知的障がい者、精神障がい者	2年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある場合は3年間）	サービス提供に係る費用の1割	県内3か所 60名

## 企業等への就職

### 職場定着のための支援

名称	サービスの内容	対象者	利用期間	利用料	県内の事業所数（R1.7.1現在）
就労定着支援事業所	障害者総合支援法上のサービス。障がい者の就労定着を図るために、日常生活又は社会生活を営む上での各種相談、指導及び助言等（利用者との月1回以上の面談等）	生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して企業等に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障がい者	最大3年間（42月から就労を継続している期間を除いた期間）	サービス提供に係る費用の1割	県内12か所

## 職場定着